

平成28年12月

中札内村議会定例会会議録

平成28年12月9日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	火山副村長兼務
総務課長補佐	尾野悟里君	施設課長補佐	里見晶君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 菊地 彩君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		行政執行状況報告
日程第6	意見書案第7号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
日程第7	意見書案第8号	J R北海道への経営支援を求める意見書
日程第8	請願第3号	平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願
日程第9	陳情第3号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請書
日程第10	陳情第4号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書
日程第11	報告第6号	平成27年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第12	議案第68号	中札内村選挙公報発行条例の制定について
日程第13	議案第69号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第70号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第71号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第72号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第73号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第74号	中札内村認定こども園条例の制定について
日程第19	議案第75号	中札内村子育て支援センター条例の制定について
日程第20	議案第76号	中札内村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第77号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第78号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第79号	中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 4	議案第 8 0 号	中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 8 1 号	中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 8 2 号	平成 2 8 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 8 3 号	平成 2 8 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 8	議案第 8 4 号	平成 2 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 9	議案第 8 5 号	平成 2 8 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 3 0	議案第 8 6 号	平成 2 8 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 3 1	議案第 8 7 号	平成 2 8 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月中札内村議会定例会を開会したいと思います。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番中西議員と5番男澤議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長から報告を求めます。  
中井議会運営委員会委員長、よろしくお願いします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。平成28年度中札内村議会12月定例会について、12月2日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が20件で、報告は「教育委員会の活動状況点検・評価」の報告についてであり、議案については、「条例の制定」が3件、「条例の全部及び一部改正」が11件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が6件となっており、そのほか、行政執行状況報告がなされます。

また、議会提案等では、「諸般の報告」で道外視察及び両常任委員会所管事務調査報告を行います。

意見書・請願等につきましては意見書が2件、請願が1件、陳情等4件が提出されており、請願については所管の産業文教常任委員会に付託を予定し、陳情等は2件を総務厚生常任委員会に付託を予定し、2件は資料配布といたしました。

会期につきましては、本日から16日までの8日間です。

一般質問は、5名から6問の通告がありましたが、これにつきましては16日最終日に言う予定でありますので、質の高い、政策論議となりますよう、お願いいたします。

以上、協議内容について、ご報告いたします。

- 議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いしたいと思います。

次に、中札内村議会道外行政視察調査について報告を求めます。

議員を代表して、中井副議長、お願いをいたします。

（中井康雄副議長登壇）

○副議長（中井康雄君） それでは、「中札内村議会道外行政視察調査報告」をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

村議会議員は、道外行政視察調査として、11月17日から19日の2泊3日の日程で、長野県野沢温泉村と埼玉県川越市を訪問し視察調査などを行いました。

今回の調査は、議員の視野拡大の機会として、全国的に注目されている先進地の視察調査を行うこととし、本村で予定している保育園の「認定こども園」への移管と学校運営にコミュニティ・スクールの仕組みを導入するにあたり、保小中一貫教育実践の先進地として名高く、本村と同人口規模である長野県野沢温泉村を視察調査することと、埼玉県川越市の「川越産業フェスタ」の状況視察と、川越市議会を表敬訪問し姉妹都市としての将来像をテーマに懇談を行うことを目的とし、2泊3日の日程で道外行政視察調査を実施しました。

長野県野沢温泉村は、温泉とスキーの村として、外国人観光客を取り込んだ観光産業へ転換をはかりつつ、その基礎となる人材育成として、家庭・地域社会が深く関わる新しい一貫教育のシステムを構築するため、こども園、小学校、中学校を一体化した「野沢温泉学園」を設立し、子供たちの成長を見通した質の高い教育システムが構築されており、ジョイント期に切れ目のない教育を行うため、さまざまな工夫により学園運営が展開されています。

野沢温泉村の保育園は、今年度4月から幼保連携型認定こども園としての運営がスタートしており、小中との一貫教育の合理性のため、幼稚園教育を主体とし、運営を行っていました。

野沢温泉学園は、幼・保、小、中一貫教育と近隣にある飯山高校との連携教育に取り組む「野沢温泉学園」を開園し、学園運営委員会を設置し、一貫教育を実践していました。

また、今年4月に同学園は正式に文科省のコミュニティ・スクールとして指定を受けて

いました。

特徴は、高校とも連携をした教育の推進や、外国人観光客も多いことから幼児期からの英語への親しみ、小学校1年生からの英語指導ALTの配置による英語教育の推進、村費による教員の配置増による手厚い指導体制の確保、中学校ではクロスカントリー専門体育教員を配置するなどの体制強化を図るとともに、教員の保小中への相互乗り入れによりジョイント期のスムーズな移行に意を配した指導を重視しているなどです。

まとめですが、認定こども園は、幼保連携型こども園と保育型こども園の選択がありますが、野沢温泉村では幼・保小中一貫教育を推進する目的から、幼保連携型こども園を選択していましたが、本村での認定こども園移行では、幼児を預かる方向性を明確にし、将来の一貫教育を目指すかどうかにより方向は決まるとは思います。幼保連携型を目指すのであれば保育園の統合などの課題を解決する必要があります。

本村は、来年4月から保育所型認定こども園に移行する予定とのことですが、認定こども園のメリットの一つでもある幼児教育の充実も今後の目標とされ、コミュニティ・スクールとの連携による、地域を挙げての子どもの生きる力の育成に寄与する運営体制を目指していただきたいと思います。

野沢温泉村のコミュニティ・スクールにおいて目を引くのは、事業に対する地域理解の深さです。

教育活動を支援するボランティア組織「野沢温泉学園地域支援センター」には、村内の文化等団体がすべて加盟し、法人や個人を含めて登録者数は約130人に上り、「英語」「スキー」「ふるさと」各学習に携わるほか、小学校のクラブ活動すべてに地域人材を投入するなどの学習支援、放課後子供教室などの地域支援、見守りなど環境安全支援に協力しています。

背景には、野沢温泉村の独特の環境によるところが大きく、江戸時代から湯あみを通じた付き合いが、同村の地域コミュニティを濃密なものとしているようです。

本村においては、コミュニティ・スクールの仕組みづくりを進めていますが、実践にあたっては、いかに地域住民の理解を深めていくかが大きな課題で、持続的な住民参画を促す工夫や仕掛けにより、ひとりでも多くの村民にいただくことが不可欠であると思います。

次に、埼玉県川越市ですが、本村とは平成14年に友好都市として締結し、これまでに、中学生の相互派遣事業の他、少年の翼の生徒への体験事業の提供や本村中学校生徒との交流事業、「川越産業フェスタ」での物産販売への参加、「北の大地ビエンナーレ絵画展」の川越市での開催や小学生の絵画交流など、芸術・文化を通じた交流も数多く行われています。

川越市議会では、議長を筆頭に副議長や会派の代表の議員さんから温かい歓迎を受け、懇談では、お互いにこれまでの交流の感謝を伝えるとともに、相互交流などの継続的展開を確認し、アンテナショップや川越市のデパートでの物産の取り扱いなどの産業交流の話題にも、川越市議会議員の皆様も大きな関心を示していただき、前向きな発言をいただくなど、経済交流の今後の交流の足掛かりとなる良い懇談とすることができました。

また、「川越産業フェスタ」では開会式に出席し、その後、本村の物産コーナーで販売のお手伝いをするなど、良い機会を得ることができ、実りある時間を過ごすことができました。

まとめですが、川越市議会との懇談では、川越市内での中札内村の特産品販売など経済交流について大きな理解を示してもらったと思います。

川越市のマーケットは、約700万人と非常に大きく、今年度の「川越産業フェスタ」での中札内の物産販売は前年度以上の成果が出ていたようであり、経済交流の道を積極的に模索すべきとの印象を受けました。

川越市議会の議員の方々とは良い懇談・交流をすることができましたが、関係者だけの交流ではなく、一般の人達への理解や浸透も必要であり、中札内ブランドを生かした村民参加の経済交流も検討・実践していかなければならないと思います。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧くださいようお願い申し上げます、村議会議員道外行政視察調査報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

最初に、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、北嶋産業文教常任委員会委員長、お願いをいたします。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

**○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君）** それでは、「総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー5番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、今年度の合同村内所管事務調査を、11月28日に実施しました。

今年は、台風の影響により、札内川上流地域の調査が出来なかったことから、工事の完成・進捗状況、からまつ館の状況、防風保安林の現状について調査を行いました。

からまつ館は、雑然と収納されていた資料が整理され、観覧しやすくレイアウトされておりました。

地域人材を登用などで、学校教育と社会教育などでの活用が広がることを期待します。

今後、表示板の整備や空き施設となった分館の有効活用について検討を進める必要があります。

中札内村村民プール建設工事現場は、進捗率は40%で、2月中の竣工を目指し工事が進められておりました。

完成後は、ソフト面の充実を図りながら、多くの村民に愛され、利用される施設となることを期待します。

また、上札内プールは解体との説明がありましたが、中札内プール施設はゲートボール場への転換の想定もあるようですので、検討を進めていただきたいと思います。

ファミリースポーツセンター改修工事現場は、完了間近であり、建物全体の耐震性向上、アスベスト除去のほか、アリーナ床フローリングの張り替え、LED照明器具への交換が行われるなど、体育館としての利便性向上が図られておりました。

完成後は、より利用者が増える努力を期待します。

また、発電機を接続して電力供給を受けられる設備が整備されており、耐震化等の改修と合わせ、防災拠点の一つとしての機能強化もされております。

ときわ野第4次分譲地造成関連工事現場は、30戸分の宅地分譲が開始され、調査時点で5件の問い合わせがあるとのことでしたが、広報等に力を入れることで定住につながる販売促進を期待します。

協和39号道路路盤再生舗装工事とリサイクルセンター前村道路盤再生舗装工事は、老朽化した既設アスファルトを破碎し、乳剤などと混合、攪拌させ、安定処理路盤を新たに

構築する工法を試験的に導入したものでした。

従来の舗装工事と比較して経費が3分の一以下に圧縮され、工期も大幅に短縮できるものでした。

本村の道路改修を進める上でメリットは大きく、今後の検証を経て、この工法の採用が拡大されることを期待します。

道の駅関連工事は、駐車場の拡張と花水山「あんてい」前の物品搬入用駐車スペースの撤去が行われていました。

大型車の駐車スペースが新駐車場に移転すること、花水山前の従来駐車スペースだったところが休憩スペースになることから、供用開始当初は現状変更になれないことでのトラブルも懸念され、十分に安全対策を講じる必要があると考えます。

また、今後も道の駅の魅力向上に向けた整備を着実に継続することに加え、テナント会としてのサービス向上への努力にも期待します。

村有保安林は2カ所、保安林の更新状況について確認しました。

今年度は強風による農業被害が多発したことから、改めて防風効果のある保安林の重要性を認識しました。

成長の遅い樹種を植栽したところでは全体としての成長がアンバランスなことから、適時に伐採できない状況も発生しており、関係機関と協議して対策を検討するとともに、今後も適正な管理に意を配し、計画的に整備することを期待します。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧くださいようお願い申し上げます。総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、総務厚生常任委員会所管事務調査について、委員長を代行して、中井副議長、お願いをいたします。

（中井康雄総務厚生常任委員会委員長代行登壇）

**○総務厚生常任委員会委員長代行（中井康雄君）** それでは、「総務厚生常任委員会所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー6番をご覧ください。

総務厚生常任委員会は、今年度の所管事務調査として、10月4日に足寄町と上士幌町を訪問し、認定こども園設置に係る視察調査としてその運営状況を、11月24日には更別村と広尾町を訪問し、空き家バンクの取組みに係る視察調査を行いました。

足寄町認定こども園「どんぐり」は、構造改革特別地域の保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業から、平成27年4月1日に、保育所型認定子ども園へ移管されました。

移管による具体的な効果は、構造改革特区の指定事業が、制度的に位置づけが明確になったことで、1号・2号の認定区分にかかわらず、同じ保育サービスを提供できる体制となったことです。

構造改革特区での保育所運営から認定こども園への移管後も、その運営内容は大きく変わってはいませんが、移管したことで親の就労にかかわらず子供を預かれることや教育機能を持たせることが制度的に行えることが大きなメリットとのことでした。

上士幌町認定子ども園「ほろん」は保育・教育づくりの視点から、子供の幼小中の一貫教育を目指し、学校教育の管轄で学校教育目標による運営を行うこととし、幼保連携型認定子ども園とされました。

運営の特徴では、地域サロンを併設し、地域やさまざまな世代の人々と交流し、知恵や知識を学べる施設運営を目指しており、国際交流につながる基礎力を養う一助として、英語講師を配置し、発達に応じた英語遊びを取り入れています。

また、遊びと生活を通じて、「体づくり」「学ぶ力」「創造力」「社会性」を養うことに力を入れています。

本村では保育所制度での運営でありながら、親の就労の有無によらずお子さんをあずかっており、保育の中で学習的要素も取り入れ運営を行っており、認定こども園に移管したとしても、その運営には大きな問題は生じず、国の制度とのギャップも解消され则认为ます。

今回の研修では、上士幌町で行われていた「幼小中一貫教育」「地域交流のサロン」「英語講師の採用」などの取組みは、子供の保育の在り方を別の観点から見ることができました。

来年度から、中札内村も認定こども園に移管運営していくことになると思いますが、もっと多くの先進地運営事例の調査・検証を行い、子供の将来の成長を見据えた保育や幼児教育のあり方を考えて行く必要があると感じました。

次に、空き家・空き地バンクの取組みに関する調査の目的と結果ですが、中札内村では、宅地分譲地の造成、村営住宅の建設や多くの民間アパートが建設されています。

一方、古くからの住宅地は、高齢化が進むなどにより、空き家が増える傾向にあります。

中札内村として、「空き家バンク」を設置し、空き家・空き地の解消に寄与できるものか検証することを目的として調査を行いました。

更別村は、昨年2月に「空き地・空き家バンク設置要綱」を施行し、空き家・空き地バンクへの登録を始められました。

期待される効果では、空き家・空き地の問合せに対して紹介できる物件を行政がもてたこと、空き家・空き地の所有者に紹介の手段の提供ができたことなどですが、家屋内の動産の整理がつかないことにより、処分が出来ないという状況があるようでした。

バンク登録物件の成約状況は、空き家が2件、空き地が3件であります、空き家1件以外は不動産会社を介しての成約であったそうです。

現在までのバンクの登録は少ないが、成果を上げる努力が今後続けられていくことで、市街地空洞化対策や移住・定住の施策効果の可能性を感じたところです。

次に、広尾町は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に合わせ、空き家等の適正管理を推進することを目的に取組みを開始し、「空き家バンク実施要綱」を施行し、空き家等の登録を行っていますが、売買や賃貸を目的とはしておらず、あくまでも空き家等の適正な管理を促していくことを目的とされています。

更別村とは違い、空き家による景観阻害や、強風時に屋根のトタンが飛ばされる等による事故の防止を目的とされており、広尾町ならではの地域事情があるようでした。

更別村と広尾町の「空き家バンク」の取組みは、その目的が大きく異なっていました。

本村は、空き家、空き地を有効活用し、市街地の空洞化対策による活性化や移住・定住施策とリンクすることで効果を拡大することを目的とすることが望ましいと考えられます。

更別村の取組みは、少ないながらも実績が出ており、参考とすべき点もあることから、今後更に検証・研究を行い、本村で行っている「空き地・空き屋情報」を、より充実した取組みとする必要があると感じました。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧くださいようお願い申

し上げ、総務厚生常任委員会所管事務調査報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、北嶋産業文教常任委員会委員長、お願いをいたします。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

**○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君）** それでは、「産業文教常任委員会所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー7番をご覧ください。

産業文教常任委員会は、今年度の所管事務調査として、9月30日に東川町と美瑛町を訪問し、東川町では「移住・定住の推進に係る視察調査」を、美瑛町では「日本で最も美しい村連合加盟に係る視察調査」を行いました。

まず、東川町の移住・定住の推進に係る視察調査では、東川町は、平成5年に7,000人を切った人口が、その後、移住者が増えるなど、現在は8,000人を超え、移住・定住施策の成功事例として評価されている町です。

日本全体の人口が減少している中で、人口が増えている東川町の施策や取組みは、多いに評価をすると共に参考に値すると感じました。

地理的には、隣接する旭川のベッドタウンとなっている印象がありますが、旭川市から働きに来る人も多いそうで、東川町が選ばれる魅力があるということではないかと思いません。

特徴を持ったまちづくりは、「写真の町」「上水道の無い町」「日本語学校の開設」等が進められており、イベントの開催は、何万人もの人が集まる祭りもあり、そのPR効果は絶大だと感じました。

「お金がないならアイデアを出して行おう」「前例がないならパイオニアの町になろう」といった意識が浸透しており、行政や各種団体、移住者も一体となって取組む風土が醸成されているようで、美しい景観や住みよい環境づくりは、定住移住の政策にいかに大切かを感じるとともに、行政と住民が一体となり盛り上げることの強みが感じられました。

人口をいかに維持していくか、将来を見据え、施策を推進して行かなければなりません。

東川町の特徴を持ったまちづくりや行政と住民が一体になった取組みは、多いに参考になるものでした。

次に、美瑛町の「日本で最も美しい村連合加盟に係る視察調査」ですが、美瑛町は、テレビCMで美瑛の田園風景が使われたことなどから、畑作地帯が織りなす農業風景が「丘のまちびえい」として注目を集め、多くの観光客が訪れるようになりました。

「丘のまちびえい」に訪れる旅行者が増えていることで経済効果をもたらしており、「丘のまち」としての知名度の向上や町のイメージアップにより農産物の地域ブランド化も進んでいます。

日本で最も美しい村連合の目的は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境・文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することが目的とされ、メリットは、自らの地域を日本で最も美しい村として自覚させ、自立的な地域づくりへの努力を促すことができることなどが掲げられていますが、先進地である美瑛町の説明でも、具体的な成果は自覚できておらず、まだ検証段階とのことでした。

しかし、加盟することで、美しい環境であるという村のイメージアップや、加盟町村の相乗的知名度アップが期待できると思いますし、移住・定住対策における美しい景観づく

り施策の発信として、村外に与えるインパクトは大きいものがあります。

その活動は発展途上ですが、加盟町村間での発展的な提案や連携による活力ある事業の醸成を進め、今後のむらづくりの発展に生かされるよう取組んで行く必要があると思います。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧いただけるようお願い申し上げます、産業文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** これで委員会の報告を終わります。

## ◎日程第5 村政執行状況報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第5、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許したいと思います。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員等の給与改定についてですが、8月に人事院勧告が行われ、その後、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月16日に成立しましたので、本村の職員等においても国家公務員に準じて、4月に遡及して改正を行うため、本定例会に関係条例を提案するとともに、補正予算に計上しております。

ヴィレッジときわ野第4次分譲地の申し込み受け付けを、11月15日から12月15日までの期間で行っております。

メンタルヘルスを未然に防ぐために義務化されたストレスチェックは11月に実施し、今月中旬以降に分析結果が通知されてきます。

2年目となる「職員人財養成フォローアップ講座」は10月から2回開催し、人材育成を図っております。

災害時の応援協定では、12月7日、セブンイレブン・ジャパンと「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定」を締結しました。

また、同社は、高齢化の進行などに伴って、徘徊している高齢者を保護したり、来店した高齢者が同じ商品を何度も買うなど不自然な点があった際に情報を提供したりする事業を、全国的に展開していることから、「中札内村における高齢者などの見守り支援に関する協定」も同時に提携しております。

次に企画財政グループについてですが、平成29年度の予算編成方針であります。職員への説明会を10月26日に開催し、編成方針の基本的な考え方を示したところであります。

平成29年度地方財政の見通しについてですが、概算要求における一般財源総額は、実質的に今年度と同水準としていますが、普通交付税額の出口ベースでは、今年度比、4.4%減の15兆9,588億円と減額となり、昨年度大幅に削減された歳出特別枠については、概算要求では前年同額で計上されているものの、財務省は廃止を主張しており、更

なる減額が懸念されます。

また、地方創生に取り組む自治体を支援するため導入された「地方創生推進交付金」などについては、安定的で円滑な執行を確保するとしていますが、概算要求では微増にとどまっており、大幅な地方財源措置は見込めない状況にあり、今後の国の動向に十分留意する必要があります。

次に、日本で最も美しい村連合の加盟についてですが、10月7日、静岡県松崎町で開催された連合の臨時総会において承認されました。

加盟については広報紙やホームページ等を通じながら周知を図り、連合事務局本部からもホームページやフェイスブック、ガイドブックや季刊誌によって中札内村の情報が随時発信されることとなります。

連合に加盟したことで目的が達成されたというわけではなく、今後はより一層中札内村の景観を守り継承していくため住民一体となった行動を展開してまいります。

地方創生の取り組みですが、地場産品の販路・消費拡大について、友好都市川越市の百貨店と来年度からアンテナショップの開設に向けて、11月26日、川越市において協議を行っております。

協働のまちづくりでは、今年で3回目となる中学3年生の模擬議会を11月30日に開催し、次代を担う生徒たちからさまざまな意見をいただきました。

村おこし懇談会から、より身近に村民の皆さんと意見交換できる場にするために名称を改めた「まちづくりトーク」は、これまで3地域で開催し、村の取り組みや地域の課題などについて、意見交換を行っております。

次に、景観まちづくり委員会では、村の景観の美しさを村民にも実感してもらおうと、「景観ツアー」を9月10日に行い、28人が参加しました。

台風災害の後でしたが、札内川をテーマに委員と有志がガイドを行い、札内川による地形の変化などを学びながら景観を楽しんでいただきました。

また、10月12日には、中札内小学校6年生を対象とした景観学習を行い、子どもたちが学校周辺の写真撮影を行い、村の景観について関心を持ってもらう取り組みを行いました。

10月1日から運行を開始した、コミュニティバス「くるくる号」の乗車状況は11月末で400人となっております。

今後も利用者などと意見交換を行い、利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと会の活動では、札幌ふるさと会が10月1日に、東京ふるさと会が12月3日に開催され、関係団体代表の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換などを行いながら交流を行ってまいりました。

企業関係では、長崎商事が協和地区に工場を移転する地鎮祭が10月に行われております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、有害鳥獣駆除関係で10月末現在の捕獲・駆除状況ですが、エゾシカ169頭、ヒグマ1頭、キツネ200頭、カラス489羽、ドバト893羽となっており、駆除にあたって頂いた猟友会の会員の方のご協力に感謝申し上げます。

労働対策では、12月1日から冬期の雇用対策事業を実施しており、河川や保安林の支障木処理などの作業に従事していただいているところであります。

国民健康保険制度改正についてですが、北海道は平成30年度から始まる運営主体の都

道府県への移行に伴い、11月1日に道内各市町村が納付する納付金の額とその納付金を基礎として市町村が集めるべき標準保険税率を仮算定結果としてまとめ、全国の都府県に先駆けて公表しました。

あくまで公表された数値は、仮算定結果に基づくものであり、平成29年10月に公表を予定する標準保険税率の本算定に向けて、北海道が市町村と協議を開始する際の参考とするものであります。

公表された夫婦2人のモデル世帯の試算では、全道で93市町村、十勝では16町村の税率が上昇し、本村については47%上昇するとの試算が示されております。

これまで、本村は国保財政の安定化のため、一般会計から一定程度の財源補てんを行う中で財政運営をしてきました。

また、各種健康づくり事業や特定健診、特定保健指導など医療費の抑制にも取り組んできました。

今後も引き続き北海道による試算が行われる予定になっておりますが、急激な保険税の上昇を緩和する激変緩和措置の具体策等について、北海道に対して可能な限り意見を述べていく考えであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、障がい福祉に係る「地域生活支援事業」のうち、理解促進・啓発事業として、「誰もが住みやすい 社会の実現のために必要な 合理的配慮について」を全体のテーマとした講演会を11月19日に保健センターにおいて開催いたしました。

当日は土曜日にも関わらず、村内外から60名ほどの参加者があり、心理療法の専門家と障がい当事者である2名の講師から、今年4月に施行された「障害者差別解消法」と、障がい者に対する「合理的配慮」の必要性のほか、当事者として日々の生活で感じている事などを具体的にお話いただき、障がいについて住民等へ理解を深めていただく機会となりました。

次に保健グループについてですが、本村においても、インフルエンザの流行が予想されることから、乳幼児から中学校3年生524人、65歳以上の高齢者1,134人へ個別に案内を送付し、予防接種を呼びかけております。

昨年、対応ウイルスの追加により接種単価が上昇しましたが、自己負担額は従前どおり1,000円に据え置き、10月31日から接種を開始しています。

また、児童・生徒が放課後に接種しやすくするため、12月22日までの期間は、受付時間を午後4時30分まで延長して実施いたします。

今後も更に周知を図り、より多くの方に受けていただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

国保特定健診について「対がん協会」、「帯広厚生病院」、「中札内村診療所」に協力いただき健診を実施しており、これまでの未受診者に対しては、電話勧奨のほか個別訪問による受診勧奨を積極的に実施しており、現在のところ昨年より5名増の338人が受診予定となっております。

また、健診後の保健指導についても該当者に対し、順次実施しています。

本年度における「七色献立プロジェクト」の取組みの一つとして、北海道日本ハムファイターズ管理栄養士の柄澤紀氏を講師にお招きし、「食べ物でつくる元気な身体」をテーマとした講演会を本日12月9日、文化創造センターにおいて開催いたします。

次に、保育園についてですが、国が子ども子育て支援制度に基づき指針を示した認定こ

ども園への移行については、「子ども子育て会議」での論議、制度移行にかかる概要の保護者説明、保育園内部での先進事例の調査、移行後の子どもの受入体制や新カリキュラムの検討を行い、準備を進めてまいりました。

こうした経過を踏まえ中札内さらさら保育園は、平成29年4月から保育所型認定こども園に移行することとし、子どもの主体性を促す保育を実践するほか、生活の基礎を身につけ、体を使って自由に遊び、体力づくりやバランス感覚を養うカリキュラムを導入するなど、独自の保育スタイルを目指してまいります。

このため、現在の中札内保育所条例は今年度で廃止し、新たに認定こども園条例の制定と子育て支援センター条例の制定議案を提案しております。

なお、認定こども園移行に伴う備品等の購入費用を補正予算に計上しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、春先の強風にはじまり、6月・7月の低温・日照不足、8月の台風の影響により農作物及び飼料作物に大きな被害を受け、例年を下回る収穫となりました。

畜産にあつては、酪農では飼料作物に台風の影響を受けましたが、生乳・個体販売単価の上昇により生産高は前年を上回る状況にありブロイラーでは、台風による影響や単価の低下により前年を下回る状況であります。畜産全体では昨年を上回る生産高になる見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が43億7,694万円、畜産が77億7,593万円、全体で前年より7.7%減の121億5,291万円の見込みです。

台風など厳しい状況の中、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、「粋匠品・食の応援団スタンプラリー」は、総勢920名から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された920名の内訳は、村内320名、道内471名、道外129名と、昨年を大きく上回る応募となり、多くの方に中札内産食材を味わっていただけたかと思っております。

大規模草地育成牧場は10月17日に一斉退牧を行い、667頭が冬期舎飼に移行しました。

林業関係では、村有林整備事業として、地拵え4,34ヘクタールの発注を行っております。

なお、間伐については、予定しておりました岩内の現場への作業道が崩れ、管理している帯広市に確認し復旧が来年度になることから中止としています。

観光関係では、今年度で4回目となります、コープさっぽろと協力して企画した、札幌発着日帰りバスツアーを8月下旬に計3回行いました。道の駅、美術村、十勝野フロマージュ、JANAなかさつない枝豆工場と枝豆圃場・岡本農園を見学していただく日程でしたが、枝豆の収穫が遅れ、残念ながら圃場の見学については中止しております。

しかしながら、例年どおりツアーは人気でいずれも40人の定員を上回る応募があり、札幌圏の消費者に村の農産物や加工品を味わっていただきました。

札内川園地は台風の影響により9月から閉園となり、前年より3,000人少ない、1万1,600人の入り込みとなりました。

現在は台風により崩壊したバンガロー、炊事場等の撤去を行っております。

道の駅なかさつないの入り込み状況は、10月末現在63万3,000人で、前年比6万9,000人、9.7%の減、総売上額は1億8,800万円で、前年同期比1,400万円、7.1%の減となっております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土地改良関係では、圃場の土地改良(雨水処理対策)の一環として制度化した、浸透層設置申請を受け付けております。

主な工事の発注状況ですが、地域優良賃貸住宅建設主体・機械設備・電気工事、保健センター屋上防水改修工事、村立診療所自動消火設備設置工事、道の駅駐車場整備工事ほか、大規模草地育成牧場牛舎新築工事实設計委託業務の発注を行っております。

災害復旧関係では、12月中旬に予定される広域農道戸蔦大橋、村道元更別59号道路の災害査定を受けるため、帯広建設管理部との事前調整を行っております。

この調整により、広域農道戸蔦大橋橋脚一部修復工事は、冬期間工事の施工が必要と認められましたので、事前着工の予算を補正予算に計上しております。

定住対策では、中札内スタイル住宅建設奨励金4件、民間賃貸住宅家賃助成4件を決定しております。

公営住宅関係では、明年3月に完成する地域優良賃貸住宅の入居条件等を定めること、公共下水道条例の使用料改正に連動して、村営住宅管理条例、特定公共賃貸住宅管理条例及び地域振興住宅管理条例の一部改正条例を議案として提案しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長158キロメートル、歩道延長21キロメートル、駐車場等の公共施設47カ所の除雪を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

水道関係では、消費税引き上げの繰り延べ、少量使用者の負担見直しに関するこれまでの議会論議を踏まえ、水道使用料の改正を行うため、水道事業給水条例の一部改正条例を議案として提案しております。

なお、改正内容については、総合行政推進委員会に諮問し、妥当との答申をいただいております。

台風10号の影響による原水の濁度上昇は、現在も続いており、南札内浄水場の濾過池を全て停止させ、水道企業団から全量を受水しております。

回復のめどは、原水濁度が10度を下回るときと考えておりますが、なお一定期間を要するものと見込んでおり、関連費用を補正予算に計上しております。

下水道関係では、前段申し述べた水道事業給水条例の一部改正に合わせて、下水道使用料基本料金及び超過料金を見直すため、一部改正条例を議案として提案しております。

なお、下水道会計の長期的財務の健全性を確保するため、今年度中に下水道会計経営戦略を策定するよう作業を進めております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

学校教育関係では、10月19日に中札内村学校教育振興会主催による学校教育研究大会が開催され、会場校である上札内小学校で学習指導案に基づく公開授業や研究概要の説明の後、三つの各分科会での研究協議で活発な意見交換などが行われました。

本村教職員がこれまで取進めてきた教育実践の一端の発信と参加者からの貴重な意見や助言を受けるなど、基礎的・基本的な学力の向上を図る授業の創造のための意義ある研修となりました。

学校給食事業では、児童生徒に地元で生産・製造されている安全安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月18日に本村でつくられた食材を使用したふるさと味覚給食を実施しました。

次に、社会教育の状況ですが、文化事業では、11月3日に第61回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは、子どもから大人まで舞台発表をされました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し、文化賞等の表彰を行い、中札内村文化奨励賞1名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆さまの広いジャンルの作品が多数出品されました。

また、文化月間事業では、公園事業を含め、8事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加協力を得て、開催することができました。

また、中札内村文化連盟が、長年の活動が高く評価され、北海道文化団体協議会の第11回北海道文化団体協議会奨励賞に選ばれ、10月16日、新ひだか町で開催された北海道文化集会で受賞されました。

中札内小学校PTAが日本PTA全国協議会会長表彰を受賞し、11月18日に東京で行われた表彰式に島田会長が出席されました。

保護者主体の運営で86年から広報誌「ミル公」を発行しているほか、教育後援会や親子交流会の開催、親子文集ポロシリなどの活動が評価されたものです。

共育の日事業では、11月23日に、実行委員会とPTA連合会との共催で、共育宣言と講演会を実施しました。

講演会の講師には、ゴルゴ松本氏をお迎えし、出張ゴルゴ塾命の授業と題し、講演会を開催しました。

一部村外からの参加者も含めて、330人もの来場をいただきました。

今回は特に若い保護者の方が親子での参加が多かったのが特徴です。

交流事業関係では、川越市児童生徒の移動絵画展を10月31日から実施しています。

また、川越市訪問交流事業は、1月8日から11日までの3泊4日で中学1年生9人を派遣決定しています。

青少年国際交流派遣研修事業は、オーストラリアモルヤハイスクールから1月に生徒10人が来村する予定です。

モルヤへの派遣は3月16日から28日までの期間で、中学2年生7名を決定しております。

図書館事業では、11月8日に絵本作家とよたかずひこさんをお招きし、ももんちゃんと遊ぼうin中札内を開催しました。

体育関係事業では、村民スポーツ大会は、9月24日に足寄町の雌阿寒岳で18人が参加して、村民登山会を開催しました。

10月10日には、札内川総合運動公園で98人が参加して、ファミリーマラソン大会を開催しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 暫時休憩をしたいと思います。

15分から始めさせていただきます。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、15分になりました。

休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第6 意見書案第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

◎日程第7 意見書案第8号 JR北海道への経営支援を求める意見書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第6、意見書案第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、日程第7、意見書案第8号、JR北海道への経営支援を求める意見書の2件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この2件の意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号、意見書案第8号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

この意見書案2件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

意見書案第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

意見書案第8号、JR北海道への経営支援を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第3号 平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願

○議長(高橋和雄君) 日程第8、請願第3号、平成28年台風10号の影響で被害を受けた農地・農業用施設の支援を求める請願を議題にいたします。

ただいま議題となっております請願については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告をお願いいたします。

◎日程第9 陳情第3号 国よる子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書

◎日程第10 陳情第4号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書

○議長(高橋和雄君) 次に、日程第9、陳情第3号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書採択を求める要請書、日程第10、陳情第4号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっております陳情第3号及び陳情第4号の2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

なお、この陳情の委員会審査は、この会期中に終了し報告を願いたいと思います。

◎日程第11 報告第6号 平成27年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長(高橋和雄君) 次に、日程第11、報告第6号、平成27年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により報告書の提出がありました。

提出者からの説明を求めます。

上松教育長、よろしくお願ひします。

(上松丈夫教育長登壇)

○教育長(上松丈夫君) 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成27年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により行い

ましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を高桑教育次長、お願いします。

**○教育次長（高桑浩君）** 平成27年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価について補足をさせていただきます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、報告書を作成いたしました。

今回、別添の黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、村議会に報告するものでございます。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検・評価にあたりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、金澤和彦氏から指導・助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みとさせていただきます。

## ◎日程第12 議案第68号 中札内村選挙公報発行条例の制定について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第12、議案第68号、中札内村選挙公報発行条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村議会議員選挙及び村長選挙において、中札内村選挙管理委員会で選挙公報を発行するため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、新たに条例を制定しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒番号5番、議案の5ページをお開きください。

村議会議員選挙及び村長選挙において、選挙公報を発行する場合は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、村の条例で定めることが要件とされております。

選挙公報を発行することとなった経緯でございますが、従前の選挙において、立候補者がわからない、何を基準に投票したらいいのかわからないとの意見をいただき、広く村民に立候補者の政見などを周知するため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨でございます。

第2条は、選挙公報の発行について、選挙ごと1回発行することとし、第3条は、掲載の申請でございます。

第4条は、選挙公報の発行手続き。

第5条は、選挙公報の配布で、選挙期日の前日までに配布することなどを規定しております。

第6条では、選挙公報の発行を中止する場合、法第100条第4項の無投票当選や天災などの特別な事情があった場合に選挙公報の発行手続きを中止することを規定しております。

第7条は、委任規定でございます。

申請記載方法など必要な事項を定めている規定については、黒番号13番、議案資料1ページから添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行いたいと思っております。

議案第68号に対する質疑を行います。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 1点だけ確認させていただきます。

趣旨に反対するものではないのですが、先ほど、課長の方から説明がありました。

この条例の提案理由として、立候補者がわからない、投票基準がわからないという声があったということなのではございますが、こういった場面でこういった声を聴取されたのか。

その声が、こんな形でちょっと受けたので、今回の提案に踏み切りましたというような、ちょっとそういった状況をもう少し詳しく教えていただけたらと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 従前の選挙ということでございまして、村議会議員選挙の投票でございます。

候補者が多くて、投票する方につきましても、近年は移住者等が増えておりますので、名前だけでは選べないというご意見をいただいております。

それがこのような形で補足説明させていただきました。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 非常に意義のある制度だなということで拝見をさせていただきました。

条例提案にあたっての経過ということについては、今補足説明もあり、また、質問もあったところですが、当然、選挙管理委員会でも議論されているのかなというふうに思いますので、そこら辺の、同じような論議だと思うのですが、その辺の状況だとか、併せて、あまり聞いていなかったのですが、他町村の状況についても、どんな状況になっているのかなという気もしますので、教えていただきたいなというふうに思います。

それと、第6条で、法第100条第4項という規定がございしますが、これについては、無投票ということの規定ですが、無投票については、発行の手続きは中止するとい

うこんなことで一方的に書いているのですけども、せっかくこの制度があるとすれば、出ている候補者名、あるいはまた、主張する人の中身や何かについても広く周知できるわけですから、無投票の場合は中止するという事で特に設けているから、何か趣旨と違うのかなというような感じするものですから、その関係、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 選挙管理委員会の議論についてご説明申し上げます。

選挙管理委員会につきましては、本年の9月21日に開催されました委員会において、全員一致によって承認いただいております。

また、管内19市町村の状況ですけども、現在は11町村が条例を制定して実施しております。

あと、議員から提案のありました無投票当選の場合なのですけども、その方が議員提案の方が村民にとっては非常にわかりやすいことなのですけども、無投票の場合、告示日がいよいよ当選になりますので、すでに報道機関等に周知されて一定程度バンって出てしまいますので、それはちょっとやらなくても大丈夫ではないかなと思いますので、その方向で進めていく考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体理解できました。

それで、住民への挨拶というのか周知というのかな、そんなことで、告示日にそれぞれの候補者が挨拶は、通常はがき出していましたよね。

政策だとか挨拶とか含めて。

これについては、変更恐らくないのかなというふうに思うのですが、その辺の確認をさせていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 従前の選挙活動に伴う変更はございません。

今回の条例は、あくまで選挙公報ですね。

具体的に候補者の顔写真、経歴、政権等載っているものでございます。

従前の活動のはがき等につきましては、枚数制限等あると思いますので、それはそれで今までと変わらない形でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ちょっと先ほど確認し忘れて申しわけなかったです。

この選挙公報なのですけれども、これインターネット上で例えば、配布というか閲覧できるような形というのは、何か法的に可能になったというふうに聞いたことがあるのですけれども、私の認識不足だったら申しわけないのですが、そういったインターネットを活用して発行することに関する条例的な定めだとかそういった規則的なものというのは必要ないのか。

それと、今のところはまだインターネットを活用するところまでは検討されていないのか。

その点について、最後確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 配布につきましては、具体的にそこまではまだ考えていない

のですけども、今のところ、実際届かない方もいらっしゃると思いますので、それは公共施設等において、もし届かない方がいれば、そこから取っていただくような形を取ってもらいます。

今議員おっしゃったとおり、インターネットの活用についても、できれば前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

討論を行います。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、中札内村選挙公報発行条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第69号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第14 議案第70号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第15 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第16 議案第72号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第17 議案第73号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第13、議案第69号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第70号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第71号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第72号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第73号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきていることから、給料及び勤勉手当等について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会において審議をいただき、諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものであります。

また、育児休業制度及び介護休暇制度の改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例と育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** それでは、補足説明を阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー13番、議案関係資料11ページをお開きください。

まずはじめに、平成28年度の人事院勧告の給料及び勤勉手当に関する概要についてご説明します。

今年度は、民間給与との格差を埋めるために、月例給与とボーナスの引き上げがありました。

給料は、初任給において、民間との間に差があることを踏まえ、新規採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層について重点を置いて、同程度の改定を行い、その他は400円の引き上げを基本に改定を行い、平均改定率は0.2%になります。

期末勤勉手当は、支給月数を0.1月分引き上げ、年合計4.3月に改定し、引き上げ分は勤勉手当に配分されます。

議案資料8ページにお戻りください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてですが、これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当1本でございますので、期末手当の平成28年度12月期分に100分の10、0.1月を加算して、100分の227.5の支給に改正しようとするものです。

平成29年度の改正は、今年度0.1月引き上げたものを、6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつ調整を図るものであります。

次に、期末手当支給基礎額の改正（平成29年6月支給分から適用）についてですが、これは一般的に役職加算と言われるもので、平成2年に民間企業の賞与の支給状況が役職段階の上位の者ほど手厚い支給配分となっている状況に合わせて、国において5%から20%の加算を制度として導入されました。

村においても、国公に準じてきていることから導入いたしました。自律のまちづくりを進めていた平成17年度に特別職等の報酬の削減に合わせて、この加算措置を廃止し、今日に至っております。

村長及び議会議員の報酬は、その職務と職責に対応する報酬を定めるべきですが、その基準につきましても、一様ではなく、これまで十勝管内の動向を参考にできており、管

内においても、凍結されていた加算措置について、現在、半数以上の自治体が実施してきている状況から、今回、制度として準じることが基本に、また、十勝管内における状況から改正をしようとするものです。

なお、職員の役職加算については、平成21年から平成26年6月まで凍結していましたが、平成26年12月から職員の方は再度導入されております。

施行日は、公布日、適用は12月1日からといたします。

なお、12月1日から適用するのは、期末手当0.1月分の引き上げで、支給基礎額の改正、役職加算については新年度から。

実質は平成29年6月支給期からとなります。

特別職報酬等審議会につきましては、11月11日に開催し、28日に答申をいただいております。

次に、職員の給与に関する条例についてご説明します。

もう一度すみません、資料13ページの新旧対照表をご覧ください。

勤勉手当の0.1月分の改正は、特別職の期末手当と同様ですが、第14条の4第2項中、勤勉手当に関する総額と基礎額に関する改正です。

第2項は、総額についてです。

総額は、字句等国公の改正に合わせて、基準日現在の職員について明記したもので、これまでの内容と変更は特にございませぬ。

給料月額と扶養手当を加算して算出したものを総額といたします。

下段、第5項は、基礎額についてです。

基礎額は支給額で、これまでは給料月額と扶養手当の合計額としていたものを、これを国公に準じて、給料月額に改めるものです。

総額により確保している財源については、勤勉手当の性格である勤務成績に対する報償的な手当であることから、人事評価制度の財源に充てるものでございます。

次に、扶養手当についてです。

人事院勧告に伴う改正で、これは資料の12ページをご覧ください。

配偶者に係る扶養手当の手当額を、他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げます。

激変緩和措置を取り、配偶者は現行1万3,000円を、来年平成29年度は1万円に、平成30年度以降は6,500円とします。

子については、現行6,500円を、平成29年度は8,000円に、平成30年度以降は1万円といたします。

議案資料14ページから17ページは、給料表の新旧対照表になります。

平均0.2%の改定ですが、それぞれの級において、号俸の若い方に改定率が厚くなり、若年層に重点を置いた改定となっております。

資料の18ページからは、新旧対照表になります。

19ページの附則ですけれども、施行期日ですが、改正条例は公布の日から施行しますが、給料については、平成28年4月1日から遡及適用とし、勤勉手当の引き上げについては、平成28年12月1日からの適用で、扶養手当につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。特別職において期末手当で27万2,000円、一般職では、給与改定で76万5,000円、勤勉手当で307万

8,000円、そのほか給与改定の跳ね返りなどで15万9,000円となっております。

次に、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例と、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

この条例改正については、仕事と育児や介護との両立支援が課題となり、民間労働法制の見直しが行われていることから、人事院勧告が行われたことにより改正するものです。

議案資料は21ページ、お開きください。

21ページの方に、今回の改正の概要を掲載しております。

1点目は、育児休業などの育児支援制度の対象の拡大です。

これまで法律上の親子関係にある子のみの対象だったものを、法律上親子関係に準じる関係のある子、特別養子縁組の看護期間中の子なども追加をするものであります。

2点目は、介護休暇の分割です。

これまで6カ月以内で1回のみだったものを、6カ月以内で3回まで分割可能とするものです。

3点目は、介護時間の新設で、最長3年、1日2時間までの勤務しないことを承認可能とするものです。

これは先ほどの介護休暇と同様、無給の休暇となります。

次に、第2条の改正で、児童福祉法の一部改正により、養子縁組里親が定義付けされたことにより、字句等の改正を行っております。

議案資料、22ページ以降、新旧対照表になります。

27ページの附則ですけれども、施行期日を平成29年1月1日としております。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、資料の28ページからになります。

この条例につきましても、児童福祉法の改正に伴い、養子縁組里親が定義付けられたことにより、人事院規則に準じた改正を行っております。

30ページの附則におきまして、この条例につきましても、平成29年1月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明が終わりました。

これから5件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは、1点確認いたします。

村議会議員と村長等特別職の給与等、報酬等に関する改正について、報酬等審議会に諮問されたということで今回提案されたわけなのですが、その答申内容、どのような形で諮問されてどのような答申、また、その審議会の中で、もちろん賛成意見だけではなくて反対意見等もあったかと思うのですけれども、そういったもの、もし公表できる範囲でどのような議論経過があって、どのような答申がなされたのかということをちょっと具体的に説明いただけたらというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 特別職報酬等審議会についてですけれども、諮問につきましては、まず、村長及び議員の期末手当の支給率の改正0.1の引き上げ。

それと、先ほど説明いたしました支給基礎額、役職加算分の復元。

まずこれが1点です。

そしてもう1点が、特別職及び議員等の報酬額について。

現状の報酬月額ですね、それについて諮問いたしました。

答申につきましては、これまでの状況から、諮問のとおり答申するということがありました。

そして、中の議論ですけれども、議論につきましては、特別職の給料等につきましては、これまでも職員に準じた形で引き上げてきているので、それは特に問題ないと。

そして、加算額につきましても、十勝管内の状況、そして現在の、次の諮問事項の月額報酬額と重なるのですけれども、それが十勝管内で下位の方の状況であること。

そういうことが意見に生まれて、とりあえず今回につきましては、国公の制度としてある加算額、それを先に復元した方がいいだろうということで承認していただいて、月額給につきましては現状どおりという報酬審議会の会議の内容でございます。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 職員の給与、あるいはまた、職員の勤務時間、職員の育児休業の改正について、先ほどから説明あったことですが、中身それぞれずっと見ますと、それぞれ今までも人事院勧告に基づいて国家公務員に準じた形で本村についてもやっているというふうに思うのですが、中身のおよそこの内容かなということで私もチェックさせていただきましたが、改めて、この中身、それと変更になっている部分があれば、どの辺が変更になっているのかお聞きしたいですし、そのとおりだということであればそのとおりでよろしいので、その辺を確認させていただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 今回の提案につきましては、独自のものはございません。

人事院勧告に準じた改正を提案してございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、質疑を終わりたいというふうに思います。

それでは、討論に移ります。

議案第69号に対する討論を最初に行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、討論を終わります。

議案第69号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** ないようですので、討論を終わります。  
議案第70号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。  
議案第71号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** ないようですので、討論を終わります。  
議案第71号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。  
議案第72号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** ないようですので、討論を終わります。  
議案第72号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。  
議案第73号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** ないようですので、討論を終わります。  
議案第73号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。  
12時になります。  
この後の議案は休憩後、午後1時から再開させていただきたいというふうに思います。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前 12時00分  
再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◎日程第18 議案第74号 中札内村認定こども園条例の制定について

◎日程第19 議案第75号 中札内村子育て支援センター条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第18、議案第74号、中札内村認定こども園条例の制定について、日程第19、議案第75号、中札内村子育て支援センター条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年4月に予定する「中札内きらきら保育園」の保育所型認定こども園への移行に伴い、関係条例の整備が必要であることから、現行の「中札内村保育所条例」を廃止し、新たに「中札内村認定こども園条例」を制定するとともに、「中札内村子育て支援センター条例」を保育所条例から分離し制定するものです。

この後、移行までの期間において、住民周知のほか春からの入園を希望する園児の保護者への説明が必要なため、根拠となる条例の整備を図ろうとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

国において、子ども子育て支援新制度に基づき示された保育所の認定子ども園の移行にあたり、本村においては、子ども子育て会議における論議、入所時の保護者に対する移行概要の説明会を実施するとともに、先行して運営する認定子ども園の視察調査を踏まえ、移行後の子どもの受入れ体制のほか、新たなカリキュラムの導入などを検討してまいりました。

その中で、これまで入所を認めてきた私的入所児が引き続き保育園を利用するには、正式な認定を行わなければならない、そのためには、認定子ども園へ早急に移行する必要がある、平成29年4月の実施を取り進めるものであります。

移行後の認定子ども園では、保育を必要としない3歳から5歳児を1号認定子どもと認定し、保育を必要とする3歳から5歳児の2号認定子どもと同じクラスにおいて、保育短時間と同じ教育標準時間で受け入れします。

なお、3歳児以上のクラス担任は、幼稚園教諭免許の資格を有する職員が受け持つこととなります。

認定子ども園の移行にあたり、独自の保育方針に基づいた保育内容のカリキュラム化が必要とされますが、きらきら保育園では、たくましく豊かに生きる子どもにを保育方針と

して、年齢別の保育目標を掲げております。

移行当初は、子どもたちの体力づくり、怪我防止、体幹、バランス感覚を養う、心身を鍛える、これらの目的で運動遊び、機械運動などを外部から専門指導者を招き、クラスごとの指導を定期でカリキュラムに取り入れたいと考えております。

以上を踏まえ、新たに制定いたします二つの条例について説明させていただきます。

黒ナンバー５番、議案の２３ページをお開きください。

ポイントのみを口頭で説明いたします。

認定子ども園条例、第１条では、法律に基づく認定子ども園の設置を謳っており、第２条は、名称に認定子ども園を追加するほか、第１号認定子どもの人数を加え、定員を１６０名と規定します。

第３条、実施事業は、認定子ども園で行う主な事業を記載した条文となっております。

第４条、入園資格は、法に基づく支給認定の範囲を定め、入園の退所児童を示すものがあります。

第５条、延長保育は、保育短時間と教育標準２時間の認定者が、延長保育の利用を可能とする内容となっております。

第６条、費用の納付は、保育料と一時保育、延長保育に係る納付を規定するものであります。

第７条、職員は、認定子ども園における職員配置を規定するものです。

続いて、２４ページの別表１、保育料徴収基準額表をご覧ください。

上段には、１号認定子ども、保育を必要としない３歳以上の児童のことを言いますけども、これに係る保育料を教育標準時間として新たに設定しております。

これは下段の表、右端に記載する２号認定子どもの保育短時間と階層区分、保育時間、保育料ともに同じ設定内容としております。

下段は、２号認定、３号認定に係る保育標準時間、保育短時間の保育料を記載しており、現行条例による保育料から見直しを図り、新規に設定したものであります。

基本的な考え方といたしましては、子育て支援の観点から、トータル的には大きな負担増を招かないこと。

２号認定は、階層区分に応じた段階的な負担とすること。

標準時間と短時間の利用に係る保育料負担の公平化。

この３点をポイントとしたものであります。

表の左側、３歳未満児、３号認定の保育標準時間については、現在の保育料とは変わりありません。

右側に一つ飛びまして、３歳以上児、２号認定の保育標準時間ですが、低所得者階層を除く４階層以上を現行条例による経過措置終了後、平成２９年４月からの保育料よりも低額とし、階層に応じて段階的な設定としております。

３号認定及び２号認定の保育短時間の保育料につきましては、延長保育を利用した際の費用負担の公平性などを考慮し、標準時間とは一定程度の格差を設けております。

次に、２５ページをお開きください。

備考の内容は、これまでと大きな変更点はございませんが、備考４、表内に１号認定の項目を追加し、前ページの別表１にリンクした保育料軽減額の設定を行っております。

次に、２６ページの別表２は、認定子ども園で行う一時保育料と延長保育料の１時間当たり単価を設定しております。

続きまして、28ページをお開きください。

中札内村子育て支援センター条例ですが、現行の保育所条例廃止に伴い、分離し、新たに制定するもので、これまでの事業内容とは変更点はありませんので、説明については省略させていただきます。

ただいまの二つの条例制定につきましては、平成29年4月1日から施行するものです。以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明が終わりました。

これより2件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは確認させてもらいたいというふうに思うのですが、執行状況報告にも詳しく書いてございますけども、それぞれ内部的にはいろんな研修、あるいはまた、先進地視察等々をしながら方向性を決め、その決めたものを保護者説明を行ったと。

それについては保育所型認定子ども園と。

この形にしたということなのですが、本村についても、保育所型認定子ども園、我々も2、3視察をさせていただいて勉強しているところでございますけども、これらについては理解するところなのですが、そういったことで、今回、認定子ども園の条例が出てきているわけですが、それらに対する制度の内容等について聞きたいのは、恐らく保護者もそのとおりではないのかなというふうにちょっと想像したのですが、多くの保護者の理解度というのですか。

あるいはまた、反応というか、そういうものはどうなのか。

あるいはまた、今後に向けた方向性というか、そんな気持ちが保護者としてどんな意見があったのかなと。

その状況について確認をしたいものですから聞いているのですが、提案のとおりと言われれば、そうですかで終わるのですけども、その辺の状況を教えていただきたいというふうに思います。

それと、前回の全員協議会の中で資料いただいて、概略説明していただいた保育料の関係ですが、ちょっと見ると、保育料が下がるという判断になるのかなという気がするのですが、それで、平成28年度予算で1,900万円ほど見ているのかな、当初予算で。

それぞれ預け方によって新年度いろいろ変わるというふうに思うのですが、仮に28年度と同じような形で人が、そのまま移行することによって変わるわけですけど、そういう具合な形で保育料については下がるのかなというふうに、ちょっと表を見ていると感ずるのですが、今言った金額がどの程度下がるような見通しに立っているのか。

細かい数字は別として、その傾向についてお聞きをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** まず1点目の保護者の理解度、反応、方向性はどのようなものかというご質問でしたけども、10月に保護者説明会を開催させていただきました。その中では、議会に通す前ですので概略の説明ということでお話をしております。

その中では、特に保護者からはどうしてほしい、こうしてほしいというような意見は出ておりません。

2点目です。

保育料、全体的にどの程度下がるのかということです。

議員もおっしゃられていたとおり、所得の増減、あとは住民異動、それらいろいろありまして、今回新たに保育短時間も料金引き下げているということもありますので実際にはわかりませんが、現状の人数、保育所にお預かりしている子どもで試算しましたところ、今よりも350万円ぐらい減少するというようになっております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 10月に説明会したけども、特に意見がないという簡単な答弁だったのですが、やはり先ほども説明あったとおり、保育所型ということで本村はやりましたけども、そのほかに幼保連携型だとか幼稚園型とかって形がいろいろあるわけですね。

保護者の中には、やっぱり幼稚園型ということにはならないのですが、例えば、そういう恰好だとか幼保連携型にすべきだとか、あるいはまた、保育、あるいはまた教育も取り入れるということですから、それらの基本的なこと、執行状況に書いてありますけども、保護者としてもっと中札内についてはこういう形で、今後も価値を伸ばすためにこうだとかっていう何かそういうような意見があるような気がするのです。

そんなことで、実態としては、説明会のときにそんな話が出たのかなというように推測するものですから、そういう中において、本村については保育所型がいいとして基本的にはこういう形でやるよということで、保護者全体がなるほどと。

こういうことで理解されているのかなというふうに思うのですが。

その辺ちょっと確認したかったものですから、質問したところです。

**○議長（高橋和雄君）** なかったということで、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは、ちょっと黒田議員の質問とも関連するのですが、今回の認定子ども園の移行は、とりあえず1号の子どもを受け入れるためには早急に対応する必要があったということでの、取り急ぎ、保育園型の認定子ども園ということだと思っております。今後については、コミュニティ・スクールも導入する予定でありますし、より教育の方を重視した形も求められていくとは思っております。今後の検討ということでしょうか、今回、とりあえず入口段階の1ステップということでのお考えで、この保育所型がだめだということではないのですが、今後もさらに議論を深めていく考えがあるのかということがまず一つ。

それと、保育士の資格と幼稚園の教員資格ですか。

これ両方とも取るような形で多分準備進められたと思うのですが、現状どこまでスタッフの中でその体制が整備されたのか。

実際、3歳児以上のスタッフについては両方必要だけれども、それ以外は必要ないということではあるのですが、体制として、人事異動等もあると思いますので、どのような形で、現段階で整っているのか。

それともう一つ、全般としては保育料の軽減という形にはなるのですが、これまで2万8,500円で統一されていた6階層ですか、第6階層以上が、今回金額が上がるということなのなのですが、それで負担増になるような世帯がどの程度想定されている

のか。

ちょっと来年度入所される方についてはちょっとわからない部分あると思うのですが、現段階で何かそのような負担増になるような世帯が見受けられるのかどうか。

この3点について質問したいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** まず1点目の関係です。

コミュニティ・スクールとの関係性ですけども、初年度からいきなりというふうには、今のところ考えておりません。

先ほど補足説明で申し上げさせていただいたとおり、初年度、開始当初においては、まずは体づくり、バランス感覚を養うということから初めてまいりまして、コミュニティ・スクールも教育委員会の所管になりますけども、初年度ということにもなりますので、今後、どのような方法で保育園における学習取り入れていくか検討はしていきたいなというふうに考えております。

2点目です。

保育士免許と幼稚園教諭免許です。

今のところ、正職員においては、保育士7名中6名が取得済みです。

1名取得できない者は、保育経験3年以上という決まりがございますので、1名それに達していない者がおりますので、1名だけ取れていない状況にあります。

3点目です。

保育料の軽減、負担増となるというご指摘でしたが、ご存じかと思うのですが、現行の保育料については、経過措置中であります。

実際問題、今よりはという形で負担増になる世帯については、正確ではありませんけども、20名弱、20世帯弱かなというふうに感じております。

ただし、このままの条例でいきますと、最大、一番上の階層になりますと5万5,600円という金額にまで跳ね上がりますので、改正においては、負担増という考え方は持って改正しておりません。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 1点だけ確認させてください。

この認定子ども園になると、子どもたち全員がいろいろ認定受けて、それに合わせて受入れの中で保育をしていくということになるかと思うのですが、ここで1号認定の園児について、1号認定の場合は、この1号認定者は幼稚園教育を希望されての入所者かなというように思うのですが、村はそういう人も含めて2号認定者と一緒に保育していくということになりますけれども、この1号認定者は、4時間の保育時間でいいというようなことも国としてはあると思うのですよね。

そこで、村としてはそういう希望者に対しては、4時間を超えても同じように保育することですけども、希望されたら4時間で退園するということもあるのでしょうか。

その点の確認だけです。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 先ほど、補足説明でもいたしましたけども、現行の保育短時間、8時半から16時30分までの8時間、これと同じ設定で1号認定の教育標準時間にするという説明をさせていただきました。

これについては、基本的な時間です。

保護者の都合によって早めにお迎えに来ていただくのはいっこうにかまわないと思っております。

ですので、国の方では概ね4時間という謳い方だったかと思います。

8時間にしてはだめだというきまりもございませんので、中札内については効率的な保育ができるものとして、同じ時間帯に設定したものであります。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第74号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第74号、中札内村認定こども園条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第75号、中札内村子育て支援センター条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

## **◎日程第20 議案第76号 中札内村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第20、議案第76号、中札内村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い農業委員の選出方法が変わり、これまでの公選制から市町村長による任命制となったことから、定数条例を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案30ページをお開きください。

中札内村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例です。

農業委員会の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第2項、これは定数は条例で定めとなっております。

これによって条例で定めるものであります。

現在の農業委員会委員の定数につきましては、選挙による委員として9名、選任による委員として、議会推薦委員2名、農業協同組合、農業共済組合から各1名の合計13名となっております。

提案させていただきました委員の定数につきましては、現在、農業委員会では、中札内村を四つの地区に分け、各3名以上の委員を配置して、農地に関する活動を行っております。

このように、現在の活動状況を考え、農業委員会においても全員協議会の中で協議をいただき、現行と同じ定数が望ましいという意見をいただき、委員の定数を13名としております。

委員選任に関する規則につきましては、黒ナンバー13番議案関係資料33ページから38ページまでございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第76号に対する質疑を行います。

質疑を出してください。

よろしいですか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今回、農業委員会の制度、公選から村長の任命ということで変わるという形での提案なわけですけれども、ちょっとこれのメリットなのでしょうか、何かちょっとよく見えづらくて、国の方で定めたものなので、それに準じて導入しなければいけないと思うのですが、これによる具体的なこんなメリットがあるという何かそのような具体的なものあれば、ちょっと、こちら不勉強で大変申しわけないのですが、ご説明いただきたいのと、あと、この農業委員なのですが、半数が認定農業者でなければいけないということなのですが、これについては、多分問題はないと思うのですが、今、中札内村の認定農業者というのが、全農業者のどれぐらいの割合であってというような現状をご説明ください。

とりあえず、この2点、すみません、お願いします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） ただいま質問いただいた部分につきましては、今までの経過から、ちょっと産業課長の私の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、法のメリットなのですが、実は北海道としてメリットがあるとは考えていなかったところです。

この法の改正につきましては、北海道としては反対という意見のもとで行ってはいたと

ころなのですが、全体的、全国的なところを見ますと、基本的に選挙をやっているところがほとんどないだろうと。

そこにお金をかけて選挙にするよりは、任命制という全国的な改正の話がありまして、改正に至っているというふうに報告を受けているところでございます。

次に、認定農業者の関係でございますが、現在150戸が認定農業者になっておりますので、中札内については、認定農業者になっていない者が3件程度となっておりますので、ほぼ認定農業者というふうな理解をしていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 1点教えていただきたいのですが、先日ですか、この農業委員会に関する資料をいただいておりますが、その中を見ると、農業委員については、今言ったような内容なのですが、そのほかに推進員については農業委員会の委嘱により選任することというこんな説明が中にあるのですね。

この辺については、うちの農業委員会というのかな、現行の農業委員会の中でもかなり論議されて、取扱いについては、本村についてはこうやっていく、ああやっていくという議論がなされているかなというふうに私は想像するのですが、この推進員の役割と推進員の選任ですか、これらについては、本村についてはどういうことになっていくのかなというふうにちょっと思ったものですから、説明をお願いをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

**○産業課長（成沢雄治君）** 推進員の委嘱の関係でございますが、法の中では、農業委員と併せて推進員を置くというようなことになってございますが、実は、推進員を委嘱しないことができる市町村というふうな形になってございまして、基本的に北海道におきましては、ほぼ推進員を置かなくていいというような市町村に当てはまるというふうに思います。

まず、推進員に委嘱しないことができる条件としましては、遊休農地が100分の1以下、要するに1%以下であること。

さらには、担い手への集積が70%以上農地があるというような条件でありますので、中札内においては、もう10月に国の方で告示がされておりますが、委嘱しない市町村の中に中札内は入ってございます。

そういうことで、推進員の仕事としましては、現在、農業委員が担っています農地の集積ですね、そういった部分を担うというふうになってございますが、中札内の場合につきましては、農業委員がそういう部分、今までどおり活動していけるということで特に推進員を置いて活動するというにはする必要もないという判断を委員会の中の論議の中でさせていただいて、置かないというふうになってございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** すみません、ちょっと1点確認し忘れまして。

この新しい任命によって選ばれた農業委員会の事務局を担うのは、それでは、産業課から総務の方に移るとかそういった形になるのでしょうか。

その辺の体制がどうなるのか、ご方針あれば説明いただければと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 基本的に条例の改正につきましては、農業委員会部局でできないものですから、村長部局で提案をさせていただいております。

農業委員会のこれからの活動につきましては、現在と同じような形で実施をするということになります。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、討論に移りたいと思います。

議案第76号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第76号、中札内村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第77号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第22 議案第78号 中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第21、議案第77号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第78号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、簡易水道使用料の「家事用」及び営農用水道使用料の「営農用1」について、少量使用者の基本水量を細分化し、基本料金の見直しを行い、併せて、月の途中の使用開始や使用をやめた場合の算定方法を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、下水道使用料についても、水道料金の見直しに合わせて基本料金と超過料金の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を火山副村長兼施設課長事務取扱、お願いします。

○副村長兼施設課長事務取扱（火山敏光君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5の議案の32ページをご覧いただきたいと思いますが、もしスペースがございましたら、併せて、議案関係資料の39ページもちょっと横に置いていただいていた方が便利かなと思いますので、よろしくをお願いします。

それではまず、水道条例の改正についてご説明をさせていただきます。

第26条の改正でございますけれども、ただいま提案趣旨で申し上げましたように、月の途中で使用開始、あるいは、使用中止の場合、使用量に応じて基本料金を減額調整をしてございますが、今回、基本料金を引き下げることに伴いまして、家事及び営農1の料金算定には、この規定は適用しないというふうに改正をさせていただくものでございます。

次に、別表にございます39ページの水道使用料及び後段の下水道使用料について、続けてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、水道使用料ですが、家事用、営農用1の基本料金を、表のとおり、現在の1区分から3区分として、少量使用者の割高を解消するため、現行料金より引き下げて料金を設定をしようとするものでございます。

それぞれ、区分三つございますので、比較をしていただきたいというふうに思います。

次が、34ページの下水道使用料の改正でございます。

こちらの方も同じく現在の公共下水道の一般用は、料金設定としては1区分でございますが、これを3区分といたしまして、水道使用料同様に少量使用者の負担を軽減をさせていただくと。

また、一方では、下水道会計の財務の健全性を確保するため、10立法メートルの基本料金は200円を値上げをして1,800円に、1立法メートルあたりの超過料金は20円を値上げをして180円にそれぞれ設定しようとするものでございます。

この3区分にした基本的な考え方については、別冊で資料をつくらせていただきますので、ここは後ほど補足をさせていただきます。

なお、この改正に合わせまして、村営住宅排水処理施設使用料、これは農家向けの住宅に付いている合併浄化槽の処理料というふうに押さえていただければと思いますが、併せて、井戸水を使用し、排水のみを下水を使っている場合もございまして、この認定タイプも同様に同じ料金を適用させていただくというふうな考え方をしてございます。

なお、これらいずれも改正後の料金適用は29年の4月から適用とさせていただきますのでございます。

次に、資料番号の14、議案関係資料の別冊をご用意をいただいたいと思っております。

こちらの方で、今回の改正に伴いますポイントをご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、別冊の1ページは、水道関係の27年度の決算分析でございます。

2ページは家事用に係る使用水量ごとの戸数を表にしてございますが、ここにそれぞれの使用戸数、それから、全体の構成比のパーセントを書いてございますけれども、こういった状況を把握した上で、何パターンか試算をし、なおかつ会計の健全性も一定程度確保するというところで、バランスを取らせていただいたことによる区分の設定が今回の3区分にしたという基本的な考え方でございます。

12ページには、改正に係ります新旧対象の方を詳しく載せてございますが、これは料金の改正のないところもございまして、網掛けの部分が改正でございますので、ご参照をいただければなというふうに思います。

次が、料金改正後の収支見込み、5ページでございます。

今回の改正で、現行の世帯数、あるいは利用水量で試算をいたしますと、年間約400万円程度の減収見込みとなりますが、この分は基金の積み立てを減少し、対応をしていこうとするものでございます。

なお、下水道、水道いずれも消費税は今まで同様に内税とさせていただきますが、今回、消費税3%上がってございますが、この分をこの料金反映の中には、特に水道の場合には、変更料金を据え置いておりますので、この3%分も全会計の中で飲み込んで包含をするという考え方で整理をさせていただいております。

次が、6ページから8ページにかけて、十勝管内の他町村との料金の比較表を載せてございますので、ご参考にしていただければと思います。

次が、9ページでございますが、参考に上下水道を使った場合の料金の引き下げ分、それから、改正後の引き上げ分、これがどういう形になるか、何パターンか示しておりますので、これもご参考いただければと思います。

一般的な料金をお支払いいただいている世帯というのは大体20トンぐらい使っているのが一般の世帯かなというふうに思っております。

次が、下水道関係になります。

10ページを開いていただきたいと思っております。

こちらの方が、27年度の決算分析でございます。

11ページは、一般用の使用に係る使用量ごとの戸数を表にしております。

12ページについては、今回の新旧対象の料金を記載しておりますが、改正料金については、前段でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

13ページでございますが、料金改正後の収支の見込みでございます。

下水道会計については、一般会計から流量計算に基づく公債費償還相当分の一定割合、投資的経費に充てる一般財源として、ルール外の繰入金の措置を行っております。

ルール分の繰入金は、地理的な条件、あるいは、個別の事業者の事情による料金体制となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用量を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に、資本費の一部を公費措置として交付税措置がされてございます。

この公費措置を本村の下水道会計が継続して受けるためには、一定水準を上回る使用料を確保しつつ、下水道会計の経営を良好にするため、平成29年3月、今年中でございますけれども、これを目途に経営戦略の策定が義務付けられてございまして、現在、その作業を進めているところでございます。

今回の改正で見込まれます年間約400万円から400万円ちょっとだと思っておりますが、この増収分については、下水道経営戦略に基づき、経営改善に資する自己財源として、汚水資本費を引き下げるとともに、一般会計ルール外繰出金を、若干でございますが減少させまして、会計運営の健全化、独立採算の度合いを少しでも高めようとするものでございます。

最後になります、14ページから16ページに、十勝管内の料金比較を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明が終わりました。

2件を一括して質疑を行いたいと思っております。

よろしいですか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、私から1、2点お聞きをしたいと思います。

今まで論議もしてきたことですのでけれども、結果的に基本水量10立法を細分化したと、こういうことで大変よかったのかなというふうに、今思っておるわけです。

それで、細分化した基本水量に対する基本料金というのかな、それぞれ値下げ、幾らかずつなっていますよね。

これの値下げしている目安というか根拠というのかな、こういう形で幾ら下げたよという、もしわかれば、そういうことで教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 根拠を別に持ってやっているわけでございません。

先ほど言いましたように、基本的に、ちょっと補足をさせていただきますと、水道自体は初期的な投資以外にも、いわゆるランニングコストとしてそれを運営していくための費用が掛かっております。

この費用を、例えば、8年に1回、メーター検針を取り替えるですとか、あるいは、毎月、水道の検針をするですとか、人件費をある程度、営繕に掛かるだとか、そういうこのベースをある程度横に置きまして、バランスを見たときに、では、水量の使用の多い方だけがそれをすべて負担をするのかということになるのはちょっと、やや逆に公平性を欠くのかなと。

ですので、ある程度、一定の率、ただ、その一定の率の取り方というのはいろいろあると思うのですが、例えば、ほかの町村で言いますと、この基本水量を5トンで設定したりとか8トンで設定したりとかいろいろしていますけれども、基本的により細かく使用量に対応していくのと、あまりこれを下げすぎますと、水道会計の収支そのものにも影響すると。

これまでの論議がありました割高感を少しでも解消しよう。

実態にできるだけ沿った改正をした方が適当ではないかということで、大体概ね30%ぐらいに下げさせていただいているのですが、それぐらいの差を持てば、ある程度それは割高感の解消になるのではないかという全体的なバランスの中で考えてございますので。

引き下げですから、どこかに明確な根拠があるということではないということでご理解をいただければと。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 基本的にはわかるわけなのですが、いろんな考え方ありまして、10立法が2,000円であれば、半分になれば1,000円で済むのではないかというこういう考えをする人もいるのですよね。

その辺も含めて、どういう根拠を持ってこの金額にしたかということも、やっぱり皆さんが知りたいところなので、代表して聞いたと、こういうことです。

それと併せて、水道、下水道ともにそうなのですが、過去は何か5年をめぐりに料金改定していくのだという、何回か質問のたびにそういう話を聞いたという覚えがあるのですが、今後の使用料金のそれに関する目標の改定年度というのかな、現時点でどういうふうに考えたらいいのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 過去の料金の考え方、まさに今おっしゃっていただいたとおりに、一つの目安としては、5年サイクルで見直しをしようということで、ただ、今の水道

料については平成17年の10月に改正をして、そのまま来てございます。

下水道料は、当初スタートした平成9年に設定をして、その後14年の10月に改正をし、19年の4月に改正をしたものが、今の基本になっております。

今後も社会環境の変化というのは、いろんな状況が予測をされますので、サイクルとしては5年をベースに、料金を上げる下げるではなくて、5年をベースにきちっと料金体系をその段階で見直しをするということをこれからのベースにもしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） ちょっと検針についてなのですが、今まで、ちょっと営農用水の方しかわからないのですが、営農用水の方ですと2カ月に1回の検針だったと思うのですが、今回、この細分化されたことによって、検針については今までどおりなのか、毎月になるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 里見施設課課長補佐。

○施設課課長補佐（里見晶君） 農家地区につきましては、議員さんおっしゃるとおり、2カ月に1回に検針を行っておりますけれども、今度細分化したことによって、その水量が初めて、検針して決まるものですから、今までは検針する前に、例えば、3月25日に検針して、4月分の基本料を先に賦課だけして引き落としを4月25日に行っていましたけれども、今回、使って初めて6トンなのか7トンなのかによって基本料金変わってしまうものですから、毎月行わないとだめだということで、それに伴って、例えば、4月の改定のときですけれども、要するに、営農1の方は毎月検針に変わります。

そうでないと基本料確定できませんということで。

ほかの方の大口の方は、今回改定していませんので、2カ月に1回となります。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

議案第77号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第77号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第78号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第78号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第79号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第24 議案第80号 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第25 議案第81号 中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第23、議案第79号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第80号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第81号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、公共下水道条例の一部改正に伴い、村営住宅排水処理施設の料金改定を行うため、各条例の一部を改正しようとするものであります。

また、特定公共賃貸住宅管理条例については、地域優良賃貸住宅の新設に伴う改正も合わせて行うものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を火山副村長兼施設課長事務取扱、お願いします。

○副村長兼施設課長事務取扱(火山敏光君) それでは、議案第79号、80号、81号について補足説明をさせていただきます。

議案関係資料の41ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま、先に可決を頂戴いたしました公共下水道使用料の改正に合わせて、公営住宅管理条例、3本ございますが、それぞれの中の排水処理施設使用料について、下水道に準じて改正をさせていただくものでございます。

次が、議案の第79号、特定公共賃貸住宅管理条例の改正でございます。

こちらの方は、29年3月完成予定の地域優良賃貸住宅について、今後、入居公募を行う際に必要となる入居条件等の規定を追加をしようとするものでございます。

まず、第2条で、3号、4号、5号といたしまして、用語の意義をそれぞれ規定をさせ

ていただきます。

第5条では、地域優良賃貸住宅の入居対象者を子育て世帯、または、新婚世帯に限定する旨を規定をいたします。

次に、第6条の2を追加し、入居決定の際に入居期間を付する旨を規定をいたします。

この規定は、前段申し上げましたように、入居対象者が限定をされてございますので、この要件を欠くに至ったときは、当該住宅から撤去していただくために規定をするものでございます。

規則では、この退去要件として、条例の第2条の第4号、第5号、先ほど申し上げました子育て世帯、新婚世帯の要件を満たさなくなったとき。

なお、かつ第5号の場合には、生計中心者の年齢が満40歳以上になったとき、もしくは、配偶者と同一生計でなくなったときから一月を経過したときには退去をしていただくと、こういう運用になります。

次が、第29条第1項に1号を追加し、入居期限到来後の明け渡し請求を規定をいたします。

当然のように、万が一居座られることがございますので、それは明け渡しの請求ができると。

これは基本的に明け渡し請求は今でもできることになっておりますけれども、これは明記をきちっとさせていただくものでございます。

最後になってございますが、別表を添付させていただいています。

この団地名については、ふれあい団地という名称にさせていただきますとともに、所得区分、それから、この住宅に入居される方の家賃などを規定をさせていただきます。

これ以外にも、若干様式の改正、文言の修正等がございますが、これについては大きな変更ではございませんので省略をさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3件について一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは1点確認させていただきます。

議案関係資料の42ページで、子育て世帯に関する用語の意義に関する設定なのですが、生計中心者の年齢が満40歳未満とあるのですが、これは、なかなかもしかしたらちょっとハードル高くないかなというのは、晩婚化ということも社会的な背景としてありますし、その中で40歳になってそれなりの手のかかる子どもがいる状況で、ある意味すごくお金の掛かる状況の人が40歳になってしまうと退去しなければいけないという条件が、ちょっともしかしたら今の社会情勢からすると、少しハードルが高いのではないのかなというような気がしたものですから、この辺の満40歳未満とした何か基準にするようなものがあつたのかどうか。

そういったものあれば説明いただきたいと思います。

案外40歳超えて、本当に子育て盛りの世帯って結構あるのではないのかなというような、印象で語って申しわけないのですが、何らかのそういった調査を経て、この満40歳未満と設定されたのか。

その辺だけちょっとご説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 特別公共賃貸住宅ですので、これは普通の公営住宅とは違いますから、運用基準がある程度ございます。

その中の目安として、この40歳、森田議員ご質問のとおり、晩婚化の傾向ですから、そういったことはあるのかなと思うのですが、ただ、この住宅は優遇として、この住宅に入居していただくのであって、これ以外も、例えば、この住宅に入っているような方は一般の住宅には入れません。所得が高いわけですから。

それ自体が優遇してしまっていて、ある程度、例えば40歳を超えて一定の所得金額になった方は、この一つ上の特別公共賃貸住宅がありますので、そちらの方に入らせていただくことで、住宅の提供をすべてオミットとするということではなくて、せっかく建てさせていただいた特定目的の住宅ですから、まずはそういう方に入らせていただこうと。

次の段階としては、違う形もご用意をさせていただいていますので、目的としては、やはり一定程度限定をさせていただいた方がよろしいかなということで、こういう判断をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点お聞きをしたいわけですが、結構中札内も民間の賃貸住宅ですか、かなりできて、今なお空き家もあるというこんな話も聞いておるわけなのですが、この特定公共賃貸住宅ということで、子育て、新婚世帯は云々ということで条件を今も論議なっておりますけれども、付しているのですね。

ということは、条件なしでそっちの方が、金額同じだったらここに入る人いなくて別なところにみんな入ってしまうのですけれども、やはりその優遇のために家賃ですか、かなり安くなっているのかなという想定するのですけれども、それらに比べて、どの程度低料金の家賃になっているのか。

その辺をちょっと参考にお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 公営住宅法のルールがございまして、家賃を引き下げするということはできませんので、この住宅についても家賃の引き下げはしておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思います。

議案第79号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第79号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第80号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第81号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

1時間が過ぎましたので、10分ほど休憩をしたいと思います。

20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、引き続き会議を開きたいと思えます。

◎日程第26 議案第82号 平成28年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第27 議案第83号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第28 議案第84号 平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第29 議案第85号 平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第30 議案第86号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第31 議案第87号 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） 日程第26、議案第82号から日程第31、議案第87号までの平成28年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にしたいと思います。提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ4,486万3,000円を減額し、総額を46億1,887万1,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ63万円を追加し、総額6億2,170万5,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。規定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ197万8,000円を追加し、総額を2億6,621万7,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。規定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ36万5,000円を減額し、総額を5,953万5,000円に調整したものであります。

次に、簡易下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ387万7,000円を追加し、総額を1億3,415万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ6,706万2,000円を減額し、総額を1億7,107万7,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明をお願いしたいと思います。

はじめに、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず最初に、総体的な事項として、先ほど決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について説明させていただきます。

43ページをお開きください。

43ページ、特別職の表ですが、下段の比較の欄ですが、長等の欄、12万6,000円の増と議員の14万6,000円は期末手当0.1月引き上げたことによるもので、共済費の2万3,000円の増につきましても同様の理由による追加になります。

次に、44ページの一般職に係る給与費明細書ですが、今回の給与改正に伴い、給料、

勤勉手当の増、それと給料改定に伴う各種手当などの跳ね返り分及び異動等による増減を補正しております。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3会計の人件費に係る補正説明は、同様の改正でありますので、説明は省略させていただきます。

このページの共済費の444万2,000円の減額の主な要因ですけれども、これにつきましては、追加費用負担金の負担率の確定によるものです。

当初予算は、1,000分の335でしたが、確定は1,000分の183となっております。

それでは、歳出14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、説明欄下段の土地購入費184万円の追加は、北海道から大通北7丁目1番地ほか2筆、353.71平米、これは旧中札内小学校教員住宅、今は地域振興住宅隣接地ですが、北海道所有の区画が残ってございまして、周辺と一体とした活用を図るため、北海道と協議を行い、北海道実施の土地鑑定による価格、1坪当たり1万7,166円で購入するものであります。

次に15ページ、7目電子計算費、説明欄、自治体セキュリティクラウド設定委託110万9,000円の追加は、北海道の構築する情報セキュリティクラウドに参加するにあたり、接続するためのIPアドレスの変更やサーバーの設定などに要する作業費用を計上するものです。

16ページをお開きください。

2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、地方公会計制度導入支援委託322万5,000円の減額は、契約額確定に伴うものです。

見積合わせにつきましては、3社により行っております。

次に、地方バス路線維持対策補助金131万2,000円の追加は、十勝バス路線乗車人数の減少と修繕費など経常経費の増加により市町村の負担が増加したものです。

次に、21ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目障がい者福祉費、説明欄、介護給付費591万5,000円の追加は、重度訪問介護利用開始など利用額増によるもので、次の訓練等給付費902万円の追加は、グループホームの利用者の増などによるものです。

ともに特定財源として国・道から給付費増加による介護給付、訓練等給付費負担金720万7,000円と360万3,000円を追加しております。

23ページをお開きください。

9目後期高齢者医療費、説明欄、療養給付費負担金226万4,000円の減額は、平成27年度後期高齢者療養給付費負担金の精算に伴い減額をするものです。

28ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1項農業振興推進費、説明欄中段、堆肥化処理施設用備品585万1,000円の減額は、ホイールローダーの入札による執行残を減額しております。

特定財源として、食と農業農村振興基金繰入金を同額減額しております。

29ページ、3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄、家畜伝染病防疫対策事業補助金45万8,000円の追加は、牛サルモネラ症発生に伴う防疫費用を追加したものであります。

30ページをお開きください。

3目牧場費、説明欄、牧場用備品935万3,000円の減額は、モアコン、ロールベ

ーラーなどの機械について、入札などによる執行残を減額しております。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄、村有林整備工事624万2,000円の減額は、台風災害により間伐事業を中止したことによるものが主な要因でございます。

特定財源として、造林事業補助金388万8,000円、間伐材売払い214万8,000円をそれぞれ減額しております。

34ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、4目道路改修費、説明欄、調査設計委託154万円の減額は、台風災害による橋りょう定期点検委託中止によるものです。

次の道路改良舗装工事4,220万2,000円の減額は、戸蔦大橋護岸補修工事の中止によるものと、他の工事入札執行残によるものです。

特定財源として、社会資本整備総合交付金橋りょう補修2,860万円、同じく橋りょう点検100万1,000円をそれぞれ減額しております。

次に36ページ、6項営農用水道費、1目水道管理費、説明欄、簡水会計工事負担金117万8,000円の減額は、配水池の耐震補強工事実施設計において、詳細設計が不要となったことにより、営農水利権比率分で減額しております。

次の営農用水負担金319万3,000円の追加は、台風による源水の高濁度化により、企業団全量入水になる営農用水の受水費を2月までを見込んで追加しております。

41ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、4目文化創造センター管理費、説明欄、一般備品162万3,000円の追加は、村民荣誉賞受賞者、ソチ五輪出場者お二人のメモリアルコーナー設置に係るショーケースなどを購入するものでございます。

11款災害復旧費、2項、1目公共土木災害復旧費、説明欄、戸蔦大橋災害復旧工事575万2,000円の追加は、今年度予算として橋りょう基礎部分復旧工事を行うものでございます。

42ページをお開きください。

13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金については、それぞれ追加減額していますが、公共下水道会計については、監視制御設備更新工事の翌年度以降見送りに伴い、繰出金を大きく減額するものであります。

それでは戻りまして、8ページをお開きください。

歳入の主な予算であります。1款村税、1項の村民税と2項の固定資産税の現年分について、賦課を終えておりますので、それぞれ1,653万2,000円と612万2,000円を追加しております。

10ページをお開きください。

17款繰入金、財政調整基金繰入金の減額についてですが、今回の補正予算につきましては、減額となりますので、この財政調整基金により調整を行い、3,922万7,000円を減額しております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

最初に歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄、委託料で国民健康保険システム改修委託33万円の追加ですが、これはマイナンバーによる他市町村か

らの国保資格等の情報提供依頼に対応するためのシステム改修で、特定財源として国庫補助金21万9,000円、一般会計からの繰入金11万1,000円を追加しております。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の一般被保険者保険税還付金の説明欄、過誤納還付金30万円の追加ですが、これは国保資格の移動により、国保税の還付を行ったところ、今後の予算に不足を生じる可能性があることから、追加しようとするものであります。

次に、歳入ですが、上のページ、6ページの下段、繰越金で30万円を追加し、財源の調整をしております。

続いて黒ナンバー10、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、7ページの歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の事務費等負担金36万5,000円の減額ですが、これは27年度の市町村事務費負担金の確定により、精算調整が行われたことによるもので、6ページの歳入で、一般会計からの事務費繰入金を同額減額し、財源の調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

まず、歳出から説明いたします。

補正予算書の8ページをお開きください。

上段、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料20万円の増額は、マイナンバー制度関連で使用いたします特定個人情報の一覧表様式が変更となる旨、国の方から通達を受け実施するもので、介護保険システムの改修委託に係る所要額として追加いたします。

なお、委託料に係る財源内訳につきましては、中段に記載のとおり、国庫補助金として13万2,000円、一般会計繰入金で6万8,000円を見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。

上段、2款保険給付費、4項特定入所者介護サービス等諸費、1目特定入所者介護サービス等諸費、19節、180万円の増額は、特定入所者介護サービス費として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への入所、ショートステイを利用される低所得者を対象に食費や居住費に係る自己負担限度額が設定されておまして、実際に支払われた金額との差額を制度に基づき補足給付するもので、対象となる施設への入所者等の増加に伴い、今回増額するものであります。

戻りまして、6ページをお開きください。

歳出側で増額いたします保険給付費の財源となる歳入側の予算についてですが、上段より、3款国庫支出金、1項国庫負担金、介護給付費負担金27万円及び2項国庫補助金のうち、調整交付金10万8,000円、4款道支出金31万5,000円、7ページ上段の5款支払基金交付金50万4,000円、7款繰入金、1項他会計繰入金のうち、介護給付費繰入金22万5,000円につきましては、それぞれルールとなる負担割合により案分し、増額するものであります。

その下、3段目、7款繰入金、介護保険事業基金繰入金37万8,000円の増額は、国・道などからの負担金等による収入の不足額を補うため、事業基金より繰入し、介護保

険会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長、お願いします。

**○副村長（火山敏光君）** それでは、補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、資料番号11、簡易水道事業特別会計の補正予算の主なものをご説明をさせていただきます。

歳出でございます。

9ページの下段をご覧ください。

配水池工事負担金の減額ですが、企業団との一部アロケーション施設でございます高区配水池耐震補強実施設計を行った結果、耐震適合とされましたので、詳細設計を実施しないことによる減額。

併せて、歳入特定財源の国庫補助金、配水池工事負担金も特別財源となるので減額をしております。

その下段、水道工事費の減額でございますが、こちらの方は執行残でございます。

次、10ページに移ります。

10ページの下段の方をご覧ください。

基金の積立金の減額は、歳出の増加に伴う財源調整でございます。

その下段でございます。

十勝中部広域水道企業団負担金でございますが、台風による源水濁度の上昇が続いており、29年の2月までを見込んで、全量を企業団から受水するための費用を追加を補正をさせていただきます。

現在、濁度が10度以上でございますが、今後、10度以下に低下した場合は、企業団受水を停止して、浄水場を稼働させるということございまして、これは沈砂池の保護のための措置ということで対応をさせていただいております。

なお、特定財源として、更別村負担金、先ほど一般会計で説明がありました中札内村営農用水負担金を計上してございます。

次が、資料番号の12番、公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出です。

9ページ下段の委託料の減額、それから、処理施設工事の減額、それぞれいずれも国庫補助不採択により、委託料、それから監視制御設備更新工事の執行を停止をしております。

特定財源の欄で同じく社会資本整備総合交付金及び地方債を減額しております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明が終わりました。

これから6件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。

結構ボリュームがありますので、一人3問までとなっておりますので、それぞれ調整をしながら質問をしていただければなというふうに思います。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** まず1点、先ほど認定子ども園の条例に関する提案のときにも説明あったのですけれども、備品の購入が今回予算に盛り込まれているということ、予算書24ページですね。

これ、具体的にどういったものを購入する予定なのか。

具体的にちょっと、体力づくり等に活かす備品だと思うのですが、具体的な内容を教えていただきたいことがまず1点。

それと、村長の村政執行状況報告でもあったのですが、戸蔦大橋の橋脚の一部の修復工事、これは予算書の41ページですか、575万2,000円ということで計上されているものがそうだと思うのですが、これが調整によって冬期間の工事が施工が必要と認められたということなのですか、この辺がちょっと実はうまく理解、かみ砕きれていないもので、これはまだ災害の認定はできないけれども、とりあえず、どこの負担になるのかわからないけど着工してもいいよというような話なのか。

もうすでに、これはもうほぼ災害復旧として認めますよというような約束を得ての工事の着工なのか。

その辺がちょっと僕の中でよくうまくイメージできていないものですから、その辺のちょっと説明を補足的にさせていただけたらなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 1点目、中札内保育園の備品購入の関係です。

こちらの方、総額で38万4,000円ということですが、その内訳として、サッカーの指導者を入れてやるために、サッカーゴールとサッカーのボール置きというのを購入する予定です。

ボール並べて置いておく収納する棚ですね。

あと、機械運動の関係では、跳び箱1台、飛び板1台、マット、あと鉄棒などを購入する予定です。

すべて設置式ではなくて収納できるタイプ、折りたたんで収納できるタイプで考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長、お願いします。

**○副村長（火山敏光君）** 少し全体的なことも含めて、皆さんへの現状の説明も含めて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、ご質問いただいた方から先に説明をさせていただきますけれども、基本的に災害復旧は査定を受けてからやるというのが前提でございますが、ただ、災害の中でも緊急を要するですとか、その場所ですとか状況によって、早くやった方がいいとか、あるいは季節的な問題、特に橋脚をいじるときは、やっぱり減水期にやるという、冬期間にやることで工事が非常にしやすくなりますので、まだ査定は終わっておりません。

査定は来週、それから、遅いのが20日前後ぐらいなのですが、査定は終わっていないのですが、窓口になっている建設管理部と調整をして、この分は先にやってもいいだろうと。

ただ問題は、今回やろうとしているのが、もともと帯広側に橋台があって、その次、帯広側から言いますと、橋台があって、橋脚の1本目、橋脚の2本目、これが橋脚の2本目の土台が、今まで矢板を打っていた部分の天板にコンクリートを入れて、その中に砂利層を入れて固めていたのですが、その天板が割れましたので、その復旧をします。

ただ、これ非常に難しく、災害の場合には、これが機能保全なのか災害復旧なのかというのは、査定官が決めることでして、場合によっては、災害の交付金の対象になる可能性もありますし、災害の交付金の対象にならないという可能性もあります。

問題は、今の状況として、コンサルから報告をいただいております、その打ち合わせ、帯広も含めてやっているのですが、今の橋台の場所に同じところに橋台をつくって橋をつ

くっても、これは洗堀が進んでいますので、安全性が担保できないということで、北海道のトータルな窓口ですね、そこで、あるいは帯広建設管理部と調整をして、今の橋台の位置からおよそ25メートルセットバックかけて、帯広側に戻って、そこに新しい橋台を1本立てます。

今のある橋台は、橋脚のP1にして、今のP1がP2になって、このP2が今度P3になるというふうに、橋の延長が25メートルぐらい伸びます。

このことによって安全が保たれるだろうということで、今、コンサル、あるいは建設管理部と資料をつくりながら調整をしておりますが、最終的にその交付金、災害激甚指定の交付金の対象になるかならないかというのは、国土交通省から来て、査定官が査定をしてということになりますので、まだそこところは、不確定要素はありますけれども、こちらとしては、橋をきちっと保全をして、安全な通行管理をするためには、このP1の分もきちっとやらなければいけないと。

全体的には、再来年の12月ぐらいまで工事がかかります。

というのは、どうしても夏の間、すべての工事ができません。

特に川の場合は、いつ増水するかわかりませんので、期間を取らなければいけないこととか、あと、冬の減水期でないと橋脚の下をいじるときに河川の切り替えをしなければならぬものですから、水の多いときには作業ができないと。

そういったことで、今回載せさせていただいた金額については、100%対象になるかならないかというのは、もともとの状態が、ただ河川洗堀されて橋台の底が現れたということではなくて、もともとP1を保全するために対策の補修的な要素になりますので、そこがちょっと微妙なところがありますけれども、何とか頑張って、上手に説明をして対象には入れたいということですが、まだ、いかんせん、査定は終わっておりませんので、今の状態で100%確定的なことは申し上げられませんけれども、コンサルと調整しながら、本来的なその全道の査定基準とかも今情報収集していますので、そういった中で最善を尽くしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） よくわかりました。

それではもう一度確認なのですが、あの橋については供用開始できるのは、やはり、以前副村長の説明していただきましたけれども、再来年以降ということの認識でよろしいですね。

わかりました。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 午前中にも説明がありましたし、ただ今も説明がありましたけれども、台風10号の影響による南札内浄水場の件でございますけれども、来年2月までの水はすべて水道企業団からということで、8月末から相当の日数が経っていますけれども、この汚れの原因とかそういうものの調査、そういうものがどういう形でなされているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 原因調査はしなくても原因はわかっていますので、とりあえず私どもの判断としては、砂・土が非常に、微量というのですか、微粒子みたいなものなのですが、これが水の中に溶け込んでしましますと沈砂しません。

これが非常にややこしい話でして、当然のように、普通にいる限りは問題ないのですが、一定の量で水を引っ張ってくると、それが当然沈砂池とかに通しますと、沈砂池というのは砂を使って沈殿させていますから、その上に膜になってずっと溜まっていくと。

この原因は、一つは、一挙に雨が降ったことと、もう一つは、今までダムの淡水域のところは常時一定だったのですが、山に行っていたかとわかると思うのですが、いろんなところでがけ崩れが起きて、新たに崩落が起きていますから、そういうところから流れ出した土砂流出がそこに溜まって、非常に軽いものですから、これがなかなか沈殿しないというのが最大の原因ではないかなというふうに推測をしていますし、これは企業団も同じ見方をしております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 畜産振興費のところ、家畜伝染病防疫対策事業補助金ですか、これちょっと私聞こうと思っていた趣旨とちょっと違って、これは牛サルモネラ対策の補助金だということで、ちょっと質問が違ってしまふかもしれないのですが、もしだめだったらちょっと切ってください。

今、北海道の中でも鳥インフルエンザですか、これが今かなり、苫小牧市と北見の方でも野鳥から発生されたということでございます。

そんな中で、中札内、非常に鶏についてはかなりウエイトの高い街でありますし、そんな中で、鳥インフルエンザに対してのこういった感染対策というのを考えなければならぬのではないのかなと思うのですが。

ちょっとこれ質問まずいかもしれませんが、もしその辺何かあれば。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長、お願いします。

**○産業課長（成沢雄治君）** サルモネラについてはよろしいでしょうか。

鳥インフルエンザにおきましては、北見の方でもまた出たということの情報が入っておりますので、今、鶏屋さんにそれぞれ連絡を取りながら、家畜保健所からはそれぞれ防疫の対策ということのファックス等が入っているところなのですが、村としても自衛防疫組合として、消毒が必要であれば、そういった対策をしようかなというふうに考えておりますので、今ちょっと現場確認等しているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 予算は付いていないということですね。

**○産業課長（成沢雄治君）** 予算につきましては、自衛防疫組合の予算の中で対応する予定になってございます。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 41ページ、教育費の文化創造センター管理費、備品購入162万3,000円の追加ということですか。

説明ありましたとおり、オリンピック出場選手の顕彰記念コーナーというのかな、その備品だと、こういうことです。

今年の3月だったかな、私も質問させていただいた部分なのですが、そういった偉業、子どもたちに伝えるということでの記念コーナー、ようやく予算付いて実施されると。

大変うれしく思っているところです。

それで、子どもたち、あるいはまた、村民の目に触れやすい箇所ということで、私の想

像するところでは、多分正面玄関のエントランスホールかな、さらには、近くのギャラリー一付近なのかなということが最適でないのかなというふうにちょっと思い出すのですが、そういった設置の箇所及びこれの内容がありますよね。

大きさがどうで、中身についてはこんなことで展示をしていきたいという構想に基づいて見積り取ってこの金額が出ていると思うのですが、そこら辺について説明をしていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点は、公共下水道の補正予算ということで、先ほどもちょっと聞いたのですが、ちょっと早口でわからなかったのですが、9ページの終末処理場の処理施設工事6、400万円の減額ということなのですが、何か不採択になったということでちょっと記憶にあるのですが、ちょっともう一度説明をお願いしたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長、お願いします。

**○教育次長（高桑浩君）** オリンピック出場選手のメモリアルコーナーのまず設置場所ですが、ギャラリーの一番東側、教育委員会の事務所の近くのところを考えております。

エントランスホールも現場見てどこがいいのかということで検討したのですが、例えば、窓際に置けば、採光が減少するということがあります。

それから、エントランスホールとギャラリーの間ですと、動線の邪魔になってしまうということですか考えまして、もう一つ、保安上の問題です。

死角になるよりは、あるいは事務所に近いところ、夜間であれば警備員の目に入るところが保安上も最もいいだろうということで、ギャラリーの一番端を今考えております。

導入しようと思いますのは、オーダーメイドなのですが、木製のショーケースで、幅が2メートル15センチメートル、奥行きが60センチメートル、高さが2メートル40センチメートルのキャスター付のものを2台、2連で置こうと考えております。

内部には棚、それから衣装なんかを着せるマネキン、それから写真のボードなど、略歴ですとかそれから説明のボードなど、パネルみたいなものですね。

それから、そのショーケース自体のプレートですね。

メモリアルコーナーならメモリアルコーナーといったプレートが付くようなことを考えておりまして、比較的ギャラリーあまり明るくありませんので、照明付のものをオーダーしようとしております。

すでに石澤志保さんからは、衣装といいますか、ユニフォームですとか、それからメダルなどをお預かりをしているところです。

押切さんについてはこれから。

12月に中札内に一度戻られるということを伺っておりますので、そのときに詳しい打ち合わせをする予定でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 国庫補助が不採択になったというふうに申し上げました。

社会資本整備総合交付金は、事業者が直接1本1本国に補助申請をするのではなくて、都道府県の枠があります。

その年度によって、それぞれの町村の中で、新規だったりとか継続事業だったりしますので、その段階で優先ポイントというのが変わります。

そのことによって、あいにくと、もう一つは、うちの事業費が大きいということもあります。

これについては今、29年度の事前ヒアリングがありますから、その中でも継続して出してはいるのですが、ちょっとハードルが高くて厳しい状況にあります。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

5番男澤議員、お願いします。

**○5番（男澤秋子君）** では1点だけ。

16ページの地方バス維持対策負担金として131万2,000円が出ていますけれども、これについては、やはりこの路線に対する利用者が少なくなると負担増になるということ以前に聞いておりましたけれども、その負担増になった理由ですね。

どれだけ少なくなったのか。

そして、そのほかに負担増となった理由があれば、お聞かせいただきたいのと、それと同時に、この路線維持するためには、以前に私ちょっと一般質問でもしたかと思うのですが、この負担増に対する何らかの措置を取らなければいけないのではないかなということ言ったかというように思っておりますけれども、その考えがあるのかどうか。

その点についてお願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 地方バス維持路線の関係ですけども、今年度につきましては、今おっしゃったとおり、平均乗車人数の減により収入が落ちました。

また、一定の数値まで、乗車人数まで行きませんので、補助金のカットがございます。

それも要因あるんですけども、そのほかの要因といたしまして、十勝バスの方の経常的な費用、これについて、安全な運転を心掛けなければなりませんので、運転士に係る人件費の費用。

それと、会社におけるガスステーションの整備。

そのほか、バス更新等に係る費用。

これら経常経費が平年よりもかかったことにより、市町村の負担金が増えております。

それに伴う私どもの対策ですけども、これはこれまでもお話ししているかと思っておりますけれども、南十勝、帯広市から広尾までの協議会がありますので、この協議会の中で乗車対策等を考えています。

これまでの活動としては、路線を病院経由にして、なるべく人を乗りやすいような形を取る。

それと、広尾であれば、学校経由にする。

更別であれば、国道から街中を走るようにする。

そのほか各自治体においては、広報誌などに掲載して、十勝バスに乗車してもらうような取組みですね。

そのほか、十勝バスが行っているバスの乗り方説明ですね。戸別訪問。

そういうことも、すべての自治体ではございませんが、取組みを行って乗車対策を行ってきております。

なかなかやはり、全体的に人口減少という問題がありますので、乗車人数が右肩上がりになるということはないのですけれども、減るのをなるべく食い止めるような努力をしている状況でございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは中札内としては何かこの利用増に向けて特にやったところはあるのかどうか。

その点について。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 中札内におきましては、広報誌における十勝バスの乗車の、積極的な乗車をしましょうという形と、過去になるのですが、夏休み中の学生、子どもに対するチケット等の販売情報の提供。

そういうことを行ってきております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

ないようですので質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは一つひとつ討論を行ってまいりたいと思います。

まず最初に、議案第82号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第82号、平成28年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第83号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第84号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議案第85号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第85号、平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第86号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第87号、平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

12月16日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 3時12分